平成２６年（フ）第４２号
愛媛県今治市喜田村５丁目９番37号　大藤マンション４号
債務者　白石　健三
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第３９０号
熊本市中央区黒髪６丁目３番２号
債務者　福田　直美（旧姓皆吉）
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５７号
大分市大字野津原2281番地　市営小屋鶴住宅Ｚ３
債務者　広永　奈々
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１７３号
大分市大字南102番地の３
債務者　本山　達彦
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２１９号
大分市中島中央３丁目４番26号　中島中央ビル202
債務者　藤本　伴之
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３４号
宮崎県日南市大字平山2323番地31
債務者　畑辺　里美（旧姓弓削）
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
宮崎県串間市大字秋山1529番地
債務者　田中　昭子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
北海道小樽市オタモイ１丁目16番32号、前住所北海道小樽市桜２丁目28番36号
債務者　丸山まゆみ
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１１５号
長野県松本市双葉21番27号　フォーブル松華102
債務者　稲嶺　盛吉
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第７３号
福岡県飯塚市伊岐須334番地６　コーポイギス202号
債務者　大我　望友（旧姓牧瀬）
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第２２３号
大分市大字上宗方765番地の70
債務者　川野　　薫
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２８４号
千葉県我孫子市南青山12番地の39
債務者　本田　康夫
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２９５号
千葉県松戸市五香１丁目16番地の３　シャトレー五香Ｂ棟203号
債務者　佐藤　　環
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３０７号
千葉県我孫子市我孫子１丁目７番20号　202号アデレード
債務者　小形　宏美
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３０８号
千葉県我孫子市南青山12番地の39
債務者　本田　法子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３２０号
千葉県松戸市常盤平５丁目11番地の32　トラッド常盤平201号
債務者　吉原　一人
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３２４号
千葉県流山市駒木385番地の１（新Ｃ10街区８）203
債務者　鈴木　光子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部